

いたしたのでございます。なお、諸外国の例を見ても、一・四倍から一・八倍程度となっております。

次に、別表第一の關係について申し上げます。これは、航路の普通旅客運賃についてであります。現行の二等運賃は、青森—函館間二百五十円、宇野—高松間六十円、仁方—堀江間百七十円、宮島口—宮島間二十円、下関—門司港間四十円でありましたが、今回の改正におきましては、鉄道の場合と同程度の、すなわち鉄道普通旅客運賃の値上げ率一四・六％をかけたとして端数整理したものといたしました。

次に、別表第二の關係について申し上げます。これは車扱貨物貨率表の改正であります。今回は、各貨物一律に一五％アップといたしました。

なお、これと同時に、現行の遠距離通減率は、二百八十キロ以上は原価割れとなっておりますので、五百キロから八百キロ地帯を中心として〇・一％ないし一・一％、平均〇・六％程度の修正をいたしました。

以上が本法律案の内容であります。

○委員長(三木與吉郎君) 本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、港湾整備緊急措置法案及び港湾法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○天竺良吉君 港湾整備緊急措置法案で一番大切なところと思われる点は、港湾整備事業の実施の目標を立てて、港湾整備事業の量をきめて、そうして

この五カ年計画というものを閣議決定をするということにあると思うのですが、この三十六年度から始めて五カ年間の閣議決定に持っていく目標なり量のところは概略どういうようなことになっておりますか、簡単にでけっこうです。

○政府委員(中道峰夫君) お答えいたします。今回の港湾整備緊急措置法におきまして、ただいま御質問のこの整備計画の中で、五カ年計画の目標及び量につきましては閣議決定をいたすことになっておりますが、その際、港湾審議会の議を経ましてこれらの手続をいたすわけでございますが、その目標及び量と申し上げますが、前回の委員会御説明を申し上げましたように、この計画の趣旨をいたしまして申し上げました項目がございます。すなわち、外国貿易港の整備、産業基盤強化に關する港の整備、それから沿岸輸送力を強化するための港の整備、その他この工事に必要な作業船あるいは調査をいたす費用でございます。

ただいま申し上げましたこの類別に従いましてその内容を申し上げますと、外国貿易港整備をいたしましては、まず、輸出専門埠頭の整備をいたします。それから一般の外国貿易港の埠頭の整備をいたします問題、また木材に關する、特に輸入木材の貯木施設に關する港の整備、その他関門海峡の整備あるいは伊勢湾の防波堤に關する施設の整備というようなものが外国貿易港整備の内容といたしておるわけでございます。

その次の産業基盤整備と申します項目といたしましては、その内容は石油港の整備、鉄鋼関係の港の整備、

石炭を輸送いたします港の整備、また工業原材料を輸送いたします港の整備、一般産業に關連いたします産業関連港としての施設の整備、それらのものが産業基盤整備をいたします港の内容となっておるわけでございます。

第三番目の類別といたしまして、沿岸輸送力強化という点でございますが、その内容といたしましては、地方開発及び海運振興に關する港の整備、離島にありまして港の整備、それからいわゆる遊離港の整備、一般の航路、それから魚の關係でございますが、漁獲物を扱います港の整備、観光港の整備、その他局所的な改良事業をいたします港、また瀬戸内等の内海の連絡に必要な港の整備、それらのものを沿岸輸送力強化の港を整備する内容といたしておるわけでございます。

その他の項目といたしましては、これらの事業に必要な工用船の船舶、いわゆる作業船の整備をいたすわけでございます。またこれらの事業を行ないますに必要な調査をいたすわけでございます。それらの費用を見込むわけでございます。

以上がこの目標といたしまして考えております主要な項目でございます。その量といたしましては、総額二千五百億というものを五カ年間の事業の総額と考えておるわけでございます。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、運輸事情等に関する調査を議題といたします。

質疑の通告がございますので、この際、御発言を願います。

○加賀山之雄君 大臣はあまりお時間もないというお話でございますので、できるだけ簡単に伺いたいと思っております。

一つは、あすに予定されているように、新聞で私は見ただけですけれども、国鉄動力車労組が十割休暇の闘争をやります。これは全機関区とか、そういうところじゃないにしても、国鉄の運輸について非常な支障が起る、困難が出ることは、これはあたりまえのことです。それについて運輸大臣はどういうふうに把握しておられて、どういうふうに考えておられるか、それをまず伺いたい。

○国務大臣(木暮武太夫君) 動力車労組との間で長い間話し合いを続けておりましたわけでございまして、私も直接動力車労組の代表の方にお目にかかりました。その方のお話によりますと、決して国鉄の合理化、近代化というふうなことに反対をするわけではない、こういうことをおっしゃっておるわけでございます。その結果によります配置転換等につきまして、国鉄と労組との間の話し合いが十分に疎通しませんでしたために、ただいま御心配のようないふ明目を期してストライキが行なわれるというふうな事態に至りましたわけと思っております。私どもの方といたしましては、国鉄を指導いたしまして、よく動力車労組と話し合いをいたすようにいたしましたので、国鉄としても相当長い期間にわたってお

話し合いをしたわけでございまして、世間伝えられるような、明日国民に御迷惑をかけるような事態に立ち至りましたことは、私どもとしてはまことに遺憾のことだと考えている次第でございます。詳細は国鉄側から、または鉄道監督局長の方からも御説明申し上げて、御了解を願いたいと思っております。

○説明員(孫子豊君) 概要はただいま大臣から御答弁のありました通りでございますが、現在動力車労組が明日実力行使をかけてやろうということとを申しておりますその背景になつてゐる懸案の問題というのは、大体四つでございます。

一つは、国鉄近代化、合理化の事前協議協定の締結ということでございます。組合側の主張はいわゆる管理運営に關する事項についても、双方の同意がなければ一方的に実施するなというふうな約束をし、こういうことなるとでございます。それに対して当局側の方は、事前によく説明することはもちろんよろしいけれども、管理運営事項というのは、法律の上でも明らかに団体交渉事項ではないということになつておるのでありますから、それが双方の同意がなければ一方的に実施してはいかぬという、そういうふうな約束をするわけには参りません。しかし、労働条件等につきましては、当方も了解を得るようになつて今後努力をし、こういうふうな話し合いをしておりまして、そういう話を三月十三日、十四日、引き続き交渉を行なうということ、実はきょうも動力車労組と交渉がなお続けられてゐるようなわけでございます。

○天竺良吉君 なお質疑の項目はいらうございしますが、あとに回しまして、一応打ち切ります。

それが第一番目の問題なんでござい
ますが、第二番目の問題は、乗務キロ
の制限に関する問題でございまして、
組合側の要求は、まず第一番には、
乗務キロの制限を設けることによつて
ロングランの傾向を抑制するというこ
とと、二番目には一日当たりの平均乗
務キロの制限を設けることによつて、
スピード・アップに伴う労働過重を抑
制する、こういう二つの点を主眼とし
るものでございまして。ただし、当初組
合側が提示いたしました数値はきわめ
て低く、そのままで是不当に乗務能力
を低下させる可能性を持ったものであ
りましたので、当局として考えており
ます数値との間に相当大きな開きがご
ざいまして、しかし労使双方の積極的
な交渉の結果、この数カ月來双方の間
の懸隔は著しく狭まって参りました、
目下対立点としては、若干の觀念の整
理と数値の調整をすれば、それで話が
つくであらうというやうな段階になつ
ております。これもおそらく本日の団
体交渉でさらに話し合いが行なわれ
おると思ひます。

それから三番目は、勤務時間の短縮
の問題でございまして、この時間短縮
のことにつきましては、昨年公共企業
体労働委員会の勧告がございましたの
で、その勧告に基づいて国鉄当局と、
それから国労、動力車労組及び公労委
事務局の四者で構成いたしました調査
団が、昨年の九月から十一月にかけて
ヨーロッパの方へ参りまして、欧州主
要国における鉄道の勤務時間の実態を
調査をいたしました。第一次の調査報
告書はすでに公労委に出してあるので
ございしますが、公労委の方では、問題
の理解をより一そう深めるために、調

査団の集めた文獻とか資料の翻訳を
やつて、再度報告を出してほしいとい
うことを要求してきておりますので、目
下鋭意翻訳作業を進めておるのでござ
いしますが、各国の鉄道の就業規則とか
勤務規定あるいは実施規定等、内容も
相当複雑でございまして、部数も十数
冊に及びますために、翻訳作業は三月
一ぱい要する見込みでございまして、
このことを公共企業体労働委員会に対
して了解を求めますとともに、鋭意作
業の促進に今努力しておる、この結論
を待つて処置されるべき問題というこ
とになつておるわけでありまして。

それから四番目に、臨時雇員の職
員化ということについて要求をいたし
てきておるのでありますが、これは昨年
の、三十五年の十二月九日に臨時雇
員の措置に関する協定というものを組
合との間で締結をいたしております。
その中で、まず第一に、現在使用中の
臨時雇員のうち、採用試験合格者で
長期にわたる継続使用している者の取
扱ひについて、年度末までに協議を
してきめるということと、もう一つ、
その他の臨時雇員については引き続き
協議をすることというので、両者及
方合意いたしましたので、当局は実施把握
のために、全国的な規模において臨時
雇員の使用状況調査を実施いたしま
した。目下その集計中でありまして、
実施把握の上で具体的な取り扱ひを協
議すべく準備を進めている段階であり
まして、上述のその協定が締結された
後において、まだ具体的な交渉は行な
われておらないのであります。

そんな状態でございまして、項目と
してはただいま申し上げました四つ
の問題の解決に圧力をかけると申しま
すか、そういう四つの問題を背景にし
て、動力車労組は明日伝えられるよう
な実行行使をやるというふうに聞いて
いるのでございまして。これらの四つの
問題については、いずれも団体交渉に
よつてなお双方の間で話し合いが重ね
られてしかるべき問題であると思ひま
すので、当局側といたしましては、本
日もなお団交を続けておりますし、
他面、もし伝えられる通りの行動が行
なわれた場合には、国民一般の皆
様にも大へんな迷惑をおかけするこ
とになりますので、そういうことにな
りやうに、私もといたしましては嚴
重に組合側にも警告をいたしております。
なおかりにそれらの警告が無視さ
れまして、実行行使に入るといふやう
な事態が起こりました場合には、その
影響を最小限度に食い止めますよう
に、今までのだけの努力をいたしてお
るやうな状態でございまして。

○加賀山之雄君 ただいまの大臣並び
に吾孫子副総裁のお話で、事態が非常
にはつきりいたしましたが大臣は、
両者の間の疎通を欠いているのだ。も
うストライキが起こったやうな言い方
をされた。事態はこゝまできて、あし
たストライキが起こるのは当然だとい
ふやうな御答弁でございまして、私
は非常に残念だと思ひます。申すまで
もなく、労働関係についてはストライキ
というものは、組合側としてもめっちゃ
くちやにやるべきことではなく、最後の
手段としてやるということではないか
らぬ。禁ぜられてはいるはずなんで
す。特に公労法上禁ぜられてはいる行
為を振り回す、これはどういふ考えが動
も、交渉の深いニュアンスはわかりま

せんけれども、はなはだもつて国民の
ために残念だと思ひます。きのうもテ
レビで組合側の発表を聞いております
と、これはもうこれ以外に道がないの
だという発表をしておる、国民は当然
これを支持してくれるだろうと言つて
おるし、また大平官房長官は官房長官
で、それは不当で国民はそれを当然批
判するだろうというやうなことを言い
放しの格好になつておりますが、今副
総裁に何うと、どう考えてもこれはス
トライキを回避しなければならぬ
し、また、できるはずだ、誠意をもつて
両者が話を尽くせば……特に近代
化、合理化というもののについて、根本
について動力車労組が反対しておるの
じゃない、こゝろはつきり言つてゐる。
近代化、合理化はもう国家的あるいは
国民のための要請なんです。国鉄が近
代化、合理化されなければ、運賃を何
度上げたつて追つていかないことは当然
なんです。これができなくて何ができ
るかというのを言いたいのです。

そこで事前協議云々ですが、これは
確かに管理運営に関する事柄であつ
て、これは事前協議ということになる
と、安保条約でもすいぶん問題になつ
た言葉であります、これがととのわ
なかつたらできないということになる
と、国民のためにしなければならぬ
ことがみえますそれだけ延びる、それ
だけ国家的損失ということになるし、
あと労働管理の問題、これとか、それ
から勤務時間の関係、乗務キロの問題
は、もう調整が近づいてきてゐるのだ
し、もう間もなく調整できるつもりだ
というのを副総裁は言つておられ
る。勤務時間の関係、これは作業中
で、各国の資料を集め、合理的なもの

を作る、この話がわからぬはずがな
い。それから最後の臨時雇の定員化の
問題にいたつて、具体的な話はまだ行
なわれていない。そういうことを種に
ストライキをすると言ふ。これは大臣
に聞いても何もありませんが、非常に
私は残念だと思ひます。

一方、ILO条約の批准という大問
題をこの国会では抱えておる。その際
の公務員や公労協に入つてゐる組合の
行動は、最も慎重であり、現在には不
満足であつても、これは法に従ひ、ある
いはこれを改善していくという熱意に
よつてやらなければならぬ。どうも今
度のことを見ておられますと、唐突とし
ていきなりけんかを始めて、おれはやる
のだとスケジュールでやるやうな感じ
を受けてしやうがない。これは私は自
分の非常な考え違いがあるかもしれな
いが、さういふときに、運輸大臣として
はこの問題について、あすはストライ
キに当然出るのだというやうな考え
のやうに何つて、大へん私は国民のた
めに遺憾にたえない。一つもう一度大
臣から、あくまで自分が出て両者の間
をうんとあつせんもしてストライキは
回避する、したいのだという、一つ熱
意あるお言葉をいただきたいと思ふ。
いかがでございしますか。

○国務大臣(木暮武太夫君) 今お示し
になりましたやうに、私もといた
しましては、法律に禁ぜられたる行為
を国鉄の職員とか組合とかいふものが
やることにつきましては、まことに遺
憾に存するわけにございまして、よく
世間では、いわゆる公労法の第十七条
というものが憲法違反だというやうな
意見も一部にはございしますが、最も意
最高裁の判例によりまして、また憲

反だとか、あるいは国鉄の今副総裁の説明によりますと、何か近代化、合理化はすべてが管理運営の問題だというように言い方をしておりますがね。これはもう近代化、合理化というものを逐次進めていけば、当然その中には労働条件というものは伴うわけなんです。それを引くつるめてすべて管理運営だという、その考え方が今日の事態を招いたと思うのです。これはあとで、国鉄当局が来ておりますから、私はその点質問いたしますが、鉄監局長、どうなんです。今までこういう事態というのを大臣に再々伝えて、事態の大臣の把握に対しては努力されたのですか。

○政府委員(岡本悟君) そのことはよく大臣に申し上げてございます。ただいま御指摘になりましたように、一々私の説明を聞いて何か御答弁申し上げているようにお取りになっておられましたのですが、実は御承知のように、大臣お耳が悪いのですから、今の質問はどうであつたかというのを確かめておられたので、何も私が、こういうふうに御答弁なすつたらいいでしょうというのを申し上げたわけじゃございません。前々からよく御説明申し上げまして、御理解は願っているつもりでございます。

○中村順造君 それはまあ私は、見そこないだとか何とかということでないに、大臣は耳が悪いから、悪いだけに近代的な機械を持つておられるのですから、このことを僕がとやかく言うのじゃないけれども、今の表情からすれば、あなたがどういふ事態だとそばからやほり教えるような格好になつてゐる。これはもういいです。そういう

ことはいいが、とにかく大事な問題だから、大臣が十分——それは大臣だから、今話したように、一々こまかいことまで全部自分の頭の中に入れるわけにもいきまいけれども、そのためにいろいろ鉄道部長なり監督局長がおられるのだから、そういうことの認識が足りないというところが、一つはやはりお互い相互の意思の疎通を欠くということになるのだから、これは大事なことで、今後一つその点は、あなたがせつかくおられるのだから、こういう事こまかな問題は大臣に十分配慮されるように努力をお願いしたいと思います。

そこで、私は、国鉄副総裁が来ておられるからお尋ねしますが、まず冒頭中身をお尋ねする前に、私はきのうから委員部に、総裁と職員局長に一つお願いをしたい——なぜそういうことを私は要望したかといふと、いろいろ労働組合の幹部なり、あるいはその他の国鉄出身の国会議員等が総裁と会つた際、総裁が今の大臣のような状態だと、事こまかに把握しておられない。言葉をかえていへば、総裁はあまり詳しいことを知らない、こういう状態だと私はかねがね聞いておるから、そういうことじゃ困る。こういう大事な事態が発生するときに、総裁が知らないようなことでは、しかも警告なんかというものは、みな総裁の名前で出しておる。だから特に総裁に出てきていただいて、私は総裁にお尋ねをしようと思う。職員局長については、これはもう先ほど、団体交渉をやつておるとか、いろいろ言われておるが、これは今日国鉄の団体交渉というものは、どういふ形でやつておるか知らぬけれど、

職員局長といへば、おそらくそういう労働問題の僕は窓口だと思つてゐる。職員局長が団体交渉に出席する率が非常に悪い。ほとんど労働課長なり職員課長にまかせきりだ。そういうことがやはり大きな箇事の回転の中では間違いを起すともたと思つてゐる。そういう点で特に総裁と職員局長に出席をお願いしたいということを、きのうから私は委員部に話をしてゐる。総裁がお見えにならぬのは、まあ御老体で、ほんとうに国会の答弁にたえられない。あるいはまあ聞くところによると、血圧が高いとかいって、御病気で出られないのか、その点一つ。それから職員局長が、日常団体交渉にも出ておられない人間が、きょうは何か団体交渉をやから出られないといふことで、私の了解を求めてきたから、それはまあ団体交渉をやんならやむを得ぬといふことで、私は一応了解しましたけれども、一体どうなつておるのか。この間については、従来私は本委員会でも国会で軽視といふようなことがあつてはならぬといふことは、たびたび申し上げてゐるわけですから、その点をまずお尋ねします。

○説明員(香孫子豊君) 総裁は、先ほど大臣の運賃法改正の提案理由の際にはこちらに参つておりましたので、それども、衆議院の方でお呼び出しがありましたので、そちらの方に参つたわけでございます。それから河村職員局長は、おっしゃる通り労働問題については窓口で、職員局長が団体交渉その他当面の責任者としてそれに当たつておるわけでございますが、今日御承知のように、国鉄には労働組合が非常にたくさんございまして、やはり職員

局長以下も手分けして処理しませんと、なかなか一つの組合とのみ話をしてゐるというわけにもいきません。自然職員局長が出る場合もありますし、その担当の課長以下がお目にかかつてお話をするという場合も出てくると思つてございまして、けれども、本日も職員局長は動力車労働組との団体交渉があるので、本社の方に残つておるわけでございます。そのためにこちらの方には、私どもがかわりと申してはあれでございまして、御了承いただきたいと存じます。

○中村順造君 私は副総裁さんだから不足だとか何とか、そういうことで言つてゐるわけじゃないのですが、それじゃ私の申し上げたような趣旨は、総裁はよくもうわかつてゐるわけですか。今度、まあ、たとえば新聞、テレビ等でやつてゐるような事態は、何のために起きたか、これは今日までどういふ推移をたどつてこういう事態にまで発展したのか、こういうことは総裁はよくもう御存じだといふふうに理解してゐるのですか、それは。

○説明員(香孫子豊君) まあ総裁は国鉄全般のことを見ておられますので、そう私も存じておるほど、こまかいことを全部御存じというわけではございませんけれども、しかし、大事なことはみな御承知でいらつしやいます。それで、こういう大事なことにつきましては、御報告も御説明もいたしておりますから、よく知つておられるはずでございます。

○中村順造君 先ほど加賀山委員の質問に対して、今副総裁が大臣の補足説明をされたわけですが、私も一応わか

りました、そのアウト・ラインだけ。しかしそのお言葉の中に、この合理化について、いろいろ今日までの推移があつたと思つてゐる、合理化についての双方の主張が、あなたの答弁の中では、合理化、近代化というのは、全部管理運営の事項である、こういうふうにきめつけた言い方をされておるわけですが、私は必ずしもそうじゃないと思つてゐる。これは一々例をあげて申し上げるその必要はないと思つてゐるが、合理化と名がつくから、近代化と名がつくから、それは蒸気を電気に置きかえる、ディーゼルに置きかえる、それは考え方はいいんだけど、その考え方に基づいて具体的に起る現場における事象といふものは、ことごとく労働条件に私は関係あると思つてゐる。その点どうなんです。

○説明員(香孫子豊君) 経営合理化といふような問題の方針をきめる場合に、その方針の決定は、これは管理運営事項に属するやうな事柄を団体交渉で協議決定するといふやうなわけには参りませんから、それはできません。しかし、むしろお言葉の通り、労働条件に関連する問題がたくさん含まれておりますので、労働条件については双方了解をはかるように努力をいたしますといふことは、当局側はいつも申し上げておるわけですから、それに対して、今までの組合側の主張は、管理運営事項についても双方の同意がなければ一方的に実施しないといふやうな約束をしない、こういう御要求でありますので、それは困りますといふことで対応しておるわけでございます。

○中村順造君 副総裁はそういう答弁をされるのですが、この委員会の中

で、労働組合がその相手側に対して、管理運営の問題にまで全部団体交渉に乗せて、しかもそれがまとまらなければというように言うておられるが、そういうことは、そういう非常識なことはあり得ないと思います。これは何か言葉をかえて、そういう言葉はこういうことにならんと、あなたが言われるなら別だけれども、あなたの言葉通りに、しかも公労法で定められた問題を、管理運営の事項まで含めて、全部協議をして、それがまとまらなければという、そういう言い方をしているのですか、その点はどうなんですか。

○説明員(中村卓君) 私から、こまかい問題になりますから補足説明をいたします。実は国鉄の近代化計画の実施につきましましては、基本了解事項という協定がございまして、その中に、実施にあたっていろいろ事前協議をすることとか何とかという問題も、一応問題としては書いたものがあります。その具体的細目につきましては、ただいま組合の方からはこういう言い方で案が出てきております。「国鉄近代化実施についての基本了解事項」、こういうものは、まあ協約でございしますが、「実施に関する覚書第一項の協議にあたっては甲乙双方の意見の一致を原則として、甲は一方の実施を行なわない」、これが動力車組合から出た提案でございまして、これにつきまして、いろいろと解釈の仕方もあるかと存じますけれども、一応それと解釈いたしますと、結局、合理化計画全体を一方的には行なわないのだ、双方の協議がととのわないう間には一方的に行なわないと説めるわけがございまして、この点につき

ましては、先ほど副総裁が申しましたように、管理運営事項も含めて、全部、双方の協議がととのわないうちに一方的に実施しては困る、これは当局の方としては困るということが問題になっておるわけがございまして。

○中村順造君 中村常務理事は、たしか労働担当も含めた常務理事だと思ひますが、今読み上げられたのは、これはいつごろの話ですか、あなたいつ労働組合との団体交渉の場に臨まれたのですか。

○説明員(中村卓君) 私は実はこの問題につきましましては、団体交渉の場には臨んでおりませんけれども、この申し入れは、ことしの一月二十五日の動力車労働組合からの申し入れでござい

○中村順造君 一月二十五日の労働組合からの申し入れと、こういうふうに行われるのですがね、一月二十五日はもう一カ月半たっているのですよ。労働問題の処理、これは私が聞く範囲ではもう三年、四年がかりの問題です。特に昨年の、あなた御存じだと思ひが、九月に天王寺管理局の中で王子の機関区でしたか、問題が起こった。私も現地に参りました。そういうことからいろいろなそのための協定も、三十四年のたしか十二月ごろ、近代化、合理化に対する協定覚書を結ばれていると聞いているが、この委員会であな、これだけ目まぐるしい、テンポの早い労働運動で、しかも今夜零時から何かやろうかというふうな状態で、一月の二十五日ごろの組合の要求というものを、それをもっともらしくあなたは主張されているが、その後その推移に変化はないのですか、それは。一貫して

労働組合はそういう趣旨に立つてやってきておるのですか、今日まで。

○説明員(中村卓君) それに對しまして、こちらからももちろん団体交渉は何度もやっております。先ほど副総裁から言われましたように、昨日もやりましたし、今日もやるというので、この問題につきましましては、その基本線のところではある程度話し合いがつかないというところでございまして、まあ従来よりは若干、何と申しますか、譲った線を出して今交渉をやっておりますわけがござい

それからお、先ほどちょっとお話が出ました乗務キロの制限につきましても、先ほど抽象的には副総裁も言われましたように、実際のキロ程といたしましては、組合の方が百九十キロ、当方の主張二百三十キロでございまして、それでもいろいろ条件をつけまして歩み寄りがかなりできておるといふふうに聞いておりますので、何とか今晩中に、どんなにおそくなくても、お互いに円満に妥結したいというふうに考えております。

○中村順造君 そうすると、中村常務理事にお尋ねしますが、今説明の中で、その事前協議の問題についても、当局もある程度それから前進したものを示した、組合の方も、これは示していると思うのですよ、団体交渉もやっておりますなら、そうしますと、なぜ一月の二十五日のそういうものを今ここで出されるのですか。こうなっておるといふことは、不親切じゃないですか。こうこうこうなつて交渉して、大事な問題だから、こうやってきた

ら、今日ここまでの推移をたどったというなら話はわかるけれども、一月の二十五日はこうだと云うのは、それは何の意味ですか。

○説明員(吉澤子君) 中村常務理事が御説明申し上げたのは、一月二十五日に先ほど読み上げたような申し入れがあったと、それから以後何回か団体交渉は行なわれておりますけれども、基本的には内容があまり進展してない、この問題については、そういうことで若干の歩み寄りという可能性は話し合いの間に出てきつたというところとは、それは事実であるかもしれませ

んけれども、基本的には先ほど申し上げましたように、管理運営事項についても、双方の同意がなければ一方的に実施しないのだというふうな約束をせよと言われている、それはできないと、まあしかし、当局の方は、合理化の問題というものは当然労働条件のことにもからまってくるのだから、労働条件に関連のあるようなことについては双方了解をはかるように努力しよう、こう言っておるわけでありまして、その経過を御説明申し上げるために、やはり組合側からはつきりした意思表示もあつた問題でありますので、そのことを明らかにするといふ意味で御説明を申し上げたんだと思ひます。

○加賀山之雄君 関連して。私はこの問題について、ここで団体交渉するといふことはもちろんあり得ないし、国鉄の副総裁や中村常務理事、これは国会に出てきていろいろ答弁もしてもらわなければならぬのですが、私は事重大だと思ふのだ、きょうは、ですから本来なら国会審議としては、大体のところであつたのだから、私は、早

く帰つて一つ事態收拾に回つてもらわなくちゃならぬ、国会にいたのでは事態收拾にならぬ。それから、事柄の問題ですが、先ほど動力車労働組合の中村委員から、動力車労働組合として、管理運営の問題についてまで事前に処置しなければいけないと言っているのじゃない、こう言っている。言葉の使い方なり内容の問題になつてくるのですが、いよいよもつて、一番ポイントになつてくる事柄について、言葉の使い方なり解釈をはつきりすることに

よつて話がつかはずである。両方が誠意をもつて、事態の重大性にかんがみて、そして解決しようとするならば、何もあつた重大な事態に持ち込まなくてもできるはずであると私は確信するわけですが、で、ぜひとも、この問題については、先輩の中村議員あたりも一つ大いに活躍していただかなければならぬと同時に、国鉄幹部はあげてあつた事態解決に向かつて、これは事柄をうやむやにしろといふことじゃない。はつきりしていかなければならぬことが建前上あると思ひ。それを

きりして、そしてお互いがほんとうに自分たちのあり方というものを自覚して、そして今の事態がいかに重大であるかといふことを勘案するならば、私は解決の道はあると、かように考えるのであります。で、私は、時間が何もうかうかうに迫つていなければ、もつともつと副総裁以下に質問したいが、本来から言えば、国鉄本来の仕事は、何と言つても労働組合、いわゆる当事者間の話を誠意をもつて尽くすことが、今一番国民のために大事なことであると考えて今のような提案をしたわけですが。

○中村順造君 中村常務理事は、たしか労働担当も含めた常務理事だと思ひますが、今読み上げられたのは、これはいつごろの話ですか、あなたいつ労働組合との団体交渉の場に臨まれたのですか。

○説明員(中村卓君) 私は実はこの問題につきましましては、団体交渉の場には臨んでおりませんけれども、この申し入れは、ことしの一月二十五日の動力車労働組合からの申し入れでござい

○中村順造君 一月二十五日の労働組合からの申し入れと、こういうふうに行われるのですがね、一月二十五日はもう一カ月半たっているのですよ。労働問題の処理、これは私が聞く範囲ではもう三年、四年がかりの問題です。特に昨年の、あなた御存じだと思ひが、九月に天王寺管理局の中で王子の機関区でしたか、問題が起こった。私も現地に参りました。そういうことからいろいろなそのための協定も、三十四年のたしか十二月ごろ、近代化、合理化に対する協定覚書を結ばれていると聞いているが、この委員会であな、これだけ目まぐるしい、テンポの早い労働運動で、しかも今夜零時から何かやろうかというふうな状態で、一月の二十五日ごろの組合の要求というものを、それをもっともらしくあなたは主張されているが、その後その推移に変化はないのですか、それは。一貫して

ら、今日ここまでの推移をたどったというなら話はわかるけれども、一月の二十五日はこうだと云うのは、それは何の意味ですか。

○説明員(吉澤子君) 中村常務理事が御説明申し上げたのは、一月二十五日に先ほど読み上げたような申し入れがあったと、それから以後何回か団体交渉は行なわれておりますけれども、基本的には内容があまり進展してない、この問題については、そういうことで若干の歩み寄りという可能性は話し合いの間に出てきつたというところとは、それは事実であるかもしれませ

とはないけれども、だんだん質問を僕は重ねていってみると、やはり何か組合が非常に理不尽な言いがかりをつけてやっているような印象を持っておられるように私は思う。だけれども、それは運輸大臣のお話の中にありましたように、あるいは加賀山委員のお話の中にもありましたように、ほんとに誠意を尽くしてこの事態を回避するというなら、私は、労働組合も、そういう副總裁が言われるように、まっとう大上段に振るかぶって、管理運営の問題といえども、われわれが了解しなければ実施させないのだという、そういう言い方を私はしてないと思う。これは私は、まあずっと前の話ですけれども、一番初め国鉄が電化計画を立てられる際に、私も電化委員として出ておったのでありますが、動力の近代化、動力革命というものは、これは何人も否定できないのです。そういう基本的な考え方によっておる組合が、そういう今の中村常務理事や副總裁おっしゃられるように、あくまでも、われわれは、管理運営の事項といえども、この了解をわれわれがしない以上はさせないのだ、そういうような理不尽な言いがかりをつけておらないと思う。

○説明員(吾孫子豊君) 管理運営の問題というのは、これはまあ今さら申し上げるまでもなく、公労法の明文でもって、団体交渉の目的事項でないということが書かれておるのでございますから、その趣旨は労働組合の皆さんもよくおわかりのはずであると私は思うのでございますけれども、今まで何度か交渉を重ねられております間に、若干、表現その他の点でいろいろなニュアンスがあるお話も出ておるかもしれませんが、基本的には、ただいま私が伺っておりますところでは、やはり双方の同意がない限り、一方的に実施することはいけなないのだ、こういう線をまだ譲っておられないように私は伺っております。その点をこれから、しかし、あしたの重大な事態を控えておりますので、なお、よく、帰りますして、この点について組合の考えがはっきり変わっておるかどうか、それらの点につきましても確かめてみたいと思っております。

○委員長(三木與吉郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ下さい。

いふように重大な問題に発展したときには、総裁みずから、あるいは副総裁みずから団体交渉の場に臨んで、その責任において処理された場合がしばしばあった。ことごとく言つても差しつかえないほど団体交渉はそういう形で進められておつた。ところが、最近では、先ほど私の申し上げたように、窓口の責任者である職員局長は団体交渉の場になかなか臨んでこない。おおむね職員課長や労働課長にまかされておる、こういうことを聞いておりますが、そうしますと、せっかくここで私があなたにお尋ねしたことも、ただ、あなたの方の側の、国鉄の方の側の意思の疎通——これは私は必要のない心配かもしれないませんが、課長から局長、理事、副総裁、こういう経路をたどらなければ、組合の考えておること、こういうものがわからぬわけです。ところが、今、中村常務理事に聞いてみると、最近、団体交渉は、労務担当の重役だけでも出ておられない。いつの間にかこういうしきたりになったか知りませんが、それでは、この労働問題は、この前も、ずっと前に私は本委員会でお申し上げたけれども、国鉄の監査委員会の報告書の中に、国鉄の多くの問

中に二人も三人もの人を介して報告を聞いて、これが今の労働組合の考え方だ、こういうことでは、私は、根本的なところという大きな問題、汽車がとまるかとまらないかという問題に直面した際に、うまくいくわけはないと思うんです。

それから私は、その点ともう一つお尋ねしますが、あなたは、労働組合が、管理運営の事項といえども承諾をしなければという言い方をしておると言われるけれども、こういうこれは例のあったことです。私はあなたにお話をしたこともあります、たとえば、天王寺のような状態で、一年か二年先にはディーゼル・カーが入ってくるから、この場合一つ蒸気機関車をどこかに配置転換をしなければならぬ。そしてそこへ持つてきてディーゼル・カーを入れる。たとえばこれは一年も一年半も先の話、しかしやらんとすること、は、当時天王寺の管理局長なり大阪の支配人がやらんとしたことは、一年も二年も先のことであるけれども今やっておこう、おれの在任中やっておこう、これはそういう意図でやった。ところが天王寺は半日汽車が……。こういう場合に、なるほど機関車を隣の機

「はい、それはなるほど蒸気機関車をディーゼル機関車に置きかえるということは、これは管理運営です。私はさつきからしばしば例をあげて、現場に起きた事象はこれは労働条件が伴うということを書いておるのは、そのことなんですがね。まあそのことだけではいけないけれども、いろんな問題が出てくるんですが、それをしも総称して、全部これは電気に置きかえる、ディーゼル・カーに置きかえる、こういうものは全部管理運営の事項だとお考えになっておるのか。さしあたって、その二点だけ一つお答えをいただきたいと思うんです。」

○説明員(香孫子君)　「まず最初の、団体交渉に総裁とか副総裁とかというようなものはこのごろ出ないじゃないか、前は出てきておられたのに、このごろ出ないのはどうかということでございますが、これは私どもの根本的な考え方といたしまして、やはり労使の関係というのは、できるだけ法律にかなつた姿で、いわゆる正常な労使関係を作り上げていきたいという基本的な考え方に立っておりますので、御存じのように、公労法で団体交渉というものは、それぞれ「公共企業体等を代

表する交渉委員と組合を代表する交渉委員」とよって行なうんだ、法律の条文では「もつぱら」と書いてございませう。そうすべきだといふふうになつておりますので、やはり法律の規定に準拠いたしまして、団体交渉といふものは、それぞれ交渉委員といふものによつて行なうといふことを本則にいたしました。その団体交渉の席に、交渉委員ではない総裁とか副総裁というふうなものはないといふのが法律通りでありますから、そういうふうにするべきである。ただし、それじゃ総裁や副総裁といふものは、組合の代表の方、あるいは組合の先輩の方、その他にお目にかからないといふような態度をとつておられるかと申せば、そんなことはございませんで、私も、必要があり、また御要望がありました。際には、事情の許す限りはお目にかかつておりますし、総裁なんかいろいろの機会に労働組合の代表の方々と懇談されるというような機会をしばしば持つておられます。ただ団体交渉といふものは、これはやはり法律でルールがきめられておりますので、そのルールに従つて正常な労使関係を樹立していくといふことではないものであるといふふうなふうに私も考へておるわけでございます。

それから二番目の、天王寺の昨年の夏の問題についてお尋ねがございました。この点につきましては、お言葉の通り、ある機関区を廃止するかしないかとか、あるいは機関車の配置を甲の機関区から乙の機関区に移すか移さぬかといふことは、これは経営上の管理運営に関する問題でありまして、これを当局側がきめられないといふよりなことでは、経営者でもない、管理者でもないといふふうになると思ひますから、それは当然当局がきめなければならぬ責任のある問題だと思つております。ただ、しかし、これに伴ひまして、御指摘のように、そこに働いておられます職員が転勤といふような問題が起つて参ります。これにつきましても、その転勤に伴ひ住宅の問題でありますとか、あるいは転勤に対するいわゆる配置転換の手当の問題でありますとか、いろいろ労働条件に属する事柄がありますので、それらの事柄についてはどこまでも話し合ひをし、また団体交渉を行なつていくべき事柄であるといふふうな考へておりますので、まあ天王寺で起つた紛争の間には、あるいはこまかい点で、今私が申し上げたことと違つたようなこともあつたかもしれないけれども、基本的な考へ方としては、そういう機関車の存廃あるいは機関車の置きかへといふことに伴つて起つて参ります転勤の問題とか住宅問題とか、配置転換の手当の問題とか、そういう労働条件のことについては、よく話し合ひをしておたはずであると思つてございませう。もしそうでない点がありましたら、それは間違つてゐること、そういうふうなことはないように話し合ひをしていかなければならぬことだと思つております。

○中村順造君 前段の問題で、なるほどそれは団体交渉は、法律の定めるところによつて交渉委員でやる、これはわかりませう。わかりませう、しかしそれを急に……その法律といふのは前からある法律です、公労法といふのは、急にそれをあなたの方の今までの慣行と違つたことをやられるといふことは、それはまあいろいろ事情はわかりませう。わかりませう、しかし、そういう考へ方が、やはり問題を、その解決を困難にさせる。これはまあ労働組合のことをとかく私は申し上げたくないのですが、労働組合は、まあやとすると、これは集団指導理念に立つてゐるわけですから、これは委員長がこれだけの権限があるとか、副委員長はこれだけの権限があるといふのではない。しかし、国鉄の理事者側の場合は、やはりそれぞれの権限をお持ちになつてゐるわけですから、課長は課長だけの権限しかないし、重役は重役の権限があるわけですから、それが最近組合の体制も変わつておるし、それからもつぱら法律に基づいてやる交渉であるからといふので、いわば私も前から言へば、非常に小さい権限しか持つておらない者が、その団体交渉の国鉄代表の、いわゆるその立場で交渉に臨む。これではやはり、以前やつておつたような団体交渉のあり方と、今日やつてゐるようなあり方と、私は大きな差異があると思ひます。権限のない者、ないと言へば何ですが、ただ事務的な権限しかない者と、それから重役の立場の人とは、これはおのずから違ふのははっきりしてゐるわけですから、だから、そういうまあ不愉快な面もあらうけれども、ほんとうに国民の国鉄といふ考へ方なら、その不愉快さを乗り越えてでも事態の收拾をされるべきだと思ひます。これは不愉快なのは一時的のことだから、これは非常に私はあなたに勝手なことを言うだけけれども、ほんとうに国民の国鉄だといふ考へ方に立たれ

るならば、一応お前たちも責任者、最高の権限のある者が出てこい、おれたちも最高の権限のある者が出る、ここまではないかなければ私は交渉はうまくいかないと思ふ。それを権限の少ない者を出して何とかあいつらがまとめる、あれの報告に基いてやる、これではいづまでもたつても相手側の真意がわかりません。それから後段の点は私は議論しません。議論しませんが、後段の点もやはり今、この動力車に限る場合、これは近代化、合理化といへば動力革命しかなければいけません。そのよつてきたものが電車になりあるいは電気機関車になり、あるいはロケットになるし、それから派生したものが、あるいは乗務員制といふような専門的な言葉になりますが、そういうものに派生してくるわけですから、だから動力革命を認める立場に立つたならば、私は前にもここで言つたけれども、やはり国鉄がほんとうに国民のために経営されるというならば、国鉄の側から国鉄の四十数方の職員に理解をさせ、協力をせよといふ大きな前提がなければ、これは国鉄は国民のものにならない。従つて、この国鉄の健全な発達もあり得ない。こつちのこともしばしばこの委員会で私は申し上げた。私は本日そういう意地の悪い質問をしよといふと思ひませんけれども、一体国鉄が今日までどういう形で職員に対して協力を求められたか、理解を求められたか、こつちのことを私は申し上げたいのです。最近国鉄のこれはごく最近のことでございますけれども、九州でまあどれだけの大幅な闘争をやつたかわかりませぬけれども、四日の朝闘争をやつたといふ国鉄労働組合に対して闘争を入れず一週間

で九名の解雇者、二十名の処分者、減給、停職、戒告。こつちのやり方がほんとうに国鉄が職員に対して理解を求め協力を求める態度と云へるか。しかも私の聞くところでは、この九州の職員については現地の管理局長なり支社長は反対だつた。今それほどの大幅な処分をし首切りを出す、そういう情勢ではない、現地の情勢は。国鉄の本社はやはり春闘を目の前にして断々固としてこれら処分しなければならぬ、こつちの一貫した方針のもとに、こつちの前の例を見ない、新潟事件以来初めてのことですが、これは国鉄の方針なんですか、いわゆる厳罰主義。調査も、四日の朝闘争に対して十一日発表しておるといふ、わずか一週間。従来では少なくとも二カ月かからなければそのやつた内容なり責任の度合といふものがわからなかつたのが従来慣行だが、今度の場合は一週間を出でして九名の解雇者を出した。これは職員にむしろ理解を求める段階ではない、厳罰をもつて臨むといふ方針に変わったのですか。この点はどうなんですか。

○説明員(香孫子君) 国鉄当局といひまして、職員に対しては、あくまで理解と協力を求めなければならぬ、こつちでなければならぬ。国鉄の運営はできないといふことは、もう私もかたくなに思つておることでございまして、ただ今までも私どもの努力が足らなかつたかもしれませぬし、あるいはより以上に拙劣な点もあつたと思つております。そのために国鉄運営に関する大事な問題について、真正面から労働組合の反対を受けるというよりなこと、こつちがしばしばございませうことは、私どもの

努力の足りない点でございまして、全くおぼつかない次第であると思っております。しかしこの点は今後なお一努力いたしまして、国鉄の運営に關する大切な問題については、ぜひ職員の方々の理解と協力が得られますように、なお一努力いたしたいと思っております。ただ九州の今般の問題にお触れになりましたが、これは先ほども私団体交渉のことについて申し上げましたが、できるだけ法律に定められておりますことは、そのルールに従うということにしなければならぬ。今まで何か事柄が起つてから二カ月もたつたところ忘れたところに処分が行なわれるというようなことは、感心したところではなかったと思ひます。で、ほんとは明確な事実が起つた場合には、できるだけすみやかにそれに対する責任を明らかにするといふことにすべきものであらうと思ひます。そういうわけで今般の問題は非常に事実も明白でございまして、で、事実を調査した上ですみやかに責任を明らかにした、こういう段階でござい

ます。

○島田徳次郎君 議事進行について。ただいま先刻米中村委員からうんちくを傾けての御質問でございまして、はなはだ礼を欠くようでございまして、先刻加賀山委員からの御提案もありました通り、私もこの問題は目下団交の継続中でございまして、時間的にもできるだけ早く切り上げて、その方へ専任していただくということがまず第一点、望ましいと思ひます。と同時に、この国会を通してあまりに団交の続行のうちに、もしお互い委員の発言がた

またま労働組合に圧力をかける、あるいはまた政府当局に圧力を加えるというふうなことがあつてはほなほだいかぬだらうと思ひます。かような意味におきまして、なんとしても明日は国民の期待に沿ふような、あくまで円満な解決を望むと同時に、この問題についてはこの二つの点から、これで大体質問を終わつて、そうして議事を進めていただいた方が非常にいいのじゃないか、かように考えるのであります。あえて提案をいたします。

○大倉精一君 ただいまの御意見がありました。せつかくの機会です。私には団体交渉の延長というのじゃなくて、これは単なる動力車の問題じゃなくて、労使間の基本的な問題に属していろいろ御意見もあつたようです。それから、その点について若干一つの念のために伺つておきたいと思ひます。ただいまさつと副總裁の答弁を聞いておきますと、何か理事者、管理者の方に特権があるやうなふりにお考えになつておられるのじゃないか。今、九州のお話がありましたが、確かに理事者の方に首を切る権限がありますけれども、組合の方には首を切る権限はない。しかも、先ほどから正常な労使関係といふことをいろいろ言われておつて、法律がこうなつておられるから、あるいは規則がこうなつておられるから、だからこうするのだ、こういうやうな工合に意見を言つておられますが、それも大事でしょう。大事でしょうが、労働運動とか労働組合の問題は、これは生きものですから、法律がこうだからこうすると、それが正常な関係だといふものじゃないと思ひます。特に管理

運営について、あなたの方では、これはもう管理者の責任であるから、おれの方がやるのだ、こうおつしやるのですけれども、これは管理者の責任でしよう、あるいは管理者の権限でしよう。そのかわりに管理運営によつて、いわゆる労働条件に重大な行為を及ぼすとか向上を著しく阻害するといふ部分については、抵抗するのが労働者の権利でしよう。ですから、あなたの方がなにか労働組合よりも一段高いところに理事者がいるのだ、こういう感覚では労働運動の正常な取り扱いができませんと思ひます。おそろく先ほどから中村君の発言を聞いておきますと、合理化、近代化については反対してないといふ。合理化、近代化によつてもたらすところの国鉄職員に対する労働条件の脅威なり、あるいは向上を阻害するといふ部分について重大な関心をもちつて要求を呈してゐるのだ、こういうやうに私は聞いたのです。ですから、あなたの方もこれはもう一方的におれの責任だからやるのだといふのじゃなくて、重大なる影響のある労働条件について、あるいは雇用条件について、これはもう話し合つていかなければならぬ。その話し合ひがつかないうちに、これは管理者の責任だからやつてしまふのだ。そうして抵抗するやつは首切つちまふのだ。これじゃ私は幾ら口で労使間の正常化といつても正常化じゃないと思ひます。あなたの方に優越感がある、しかし労使間の正常な関係といふものは、一対一の関係なんです。一対一の関係をお互いに努力してそうして関係を保つていく。これは私は重大な問題だと思ひ

ますが、何か答弁を聞いておりますと、当局者の方は一段高い所におられるといふやうな優越感があります。ですから国鉄職員に協力してもらつていふのですけれども、協力してもらつていふのも、お前首切るぞ、雇用条件が悪くてもがまんして協力せよ、これだけでへえといつて言うことを聞くやうならば、これはもう戦前と同じやうになる。今はそうじゃないのですから、そういう点についての、私は誤解だつたら幸いですが、私に誤解をさつと聞いておきますと、何かさういふ一段高い所においでになるやうな感じがしますが、さういふことじゃ私は解決できない、さういふ感じがしましたので一つ御所見のほど願ひたい。

○説明員(香孫子君) 全く大倉先生お言葉の通りでありまして、私どもは決してそんな高い所から見おろすとかいふやうな、そんな気持は毛頭ございせん。ただ私どもの努力不足のために、十分今まで職員の方々の協力や理解が得られなかつたことは申しわけないと思つております。今後なお一そうさういふやうなふりにごらんになられることのないやうに努力いたしたいと思ひます。

○委員長(三木與吉郎君) ちよつと速記とめて。

○委員長(三木與吉郎君) 速記つけて下さい。

○中村順彦君 副總裁まだちよつとあつたのですが、まあ大体本委員会であり国鉄の責任者を長く引つぱるといふことも問題があるといふやうな御意

見もあるやうですがね。今までの質問の関連で、もう一、二点お尋ねして、一つ国鉄当局の決意を私は伺ひたいと思ひますが、特にこれは非常に話がまたこまかくなるのですが、九州の問題で、これはまあ争点を明確にせいで、言つてまた時間が非常に長かかりますから、私は申し上げませんが、やはり九州で汽車がとまつた、貨物列車が運転停止になつたといふのは、組合が突力行使をやつたからといふあなたの方のお考えだらうと思ひます。それにはそれのやはり一つのよつてきた原因もあつたわけなんです。これは副總裁まだ御存じないと思ひますが、操車場の照明が非常に暗い。そのために非常に出が人も出てゐるわけなんです。こ

こで大体私の持つてゐる資料には、昭和三十四年以来死亡が十四名、それから重傷傷五百八十三件、さういふやうな、これは門司管内だけですが、非常に作業環境が悪い。だから作業環境をよくせよといふ要求をした。その要求の仕方が悪かつたとかよかつたとかいふことで、あなたの方は九名も首を切つたわけですね。これはいわけ開き直つた言い方をすれば、やはり当局にも一つの責任があるわけなんです。さういふ事実、さういふやうな事実があるのですから、ところがそれがまづあつて、やはり操車場は基準法四十三條の対象になるとかならぬとか、あるいは監督署に対して国鉄の操車場を事業場から除いてくれといふ、さういふ働きかけを地方の管理局長は盛んにやつておる。これはけしからぬと思ひます。さういふやつは監督署みずからが判断すべきであつて、それを対象からはずす

とか何とかいうふうな働きかけをすること自体がおかしい。だからこの点はあなたの九名の解雇者を出し、二十名の処分をされておるが、これはところによつては改めるといふ現場長が約束をしたところもあるわけですが、なるほど危ないといふ。法律で定めるところは百ルクスとか二十ルクスとかいろいろ専門的にはあるのですが、十分検討をして、相手方の責任追及をするばかりでなしに、みずからも反省してもらわなければならぬ。具体的な話ですけれども、これはこの委員会です。現実に一方で九名も解雇して、一方ではそういうものをあなたの方は法律上々々々と言われるけれども、あなたの方は法律上しなければならぬ設備をしていない。これはその責任をはっきりして下さい。これはこの次の委員会でその経過を聞きますから。

それから、やめますが、今までいろいろ質問しました、あなたの方の考え方もほぼわかりましたが、しかし今までの経過は経過として、こういう事態に直面して、先ほど運輸大臣は国鉄に対して十分事態の收拾については努力させる、こういうことを言つて席を立たれたが、一体国鉄はどういうふうな、だれが責任者として出て、やはりあなたがさつき言われたように、法律上の団体交渉だから、団体交渉でましまらなければこれはやらせるのだ、こういう見解に立つておられるか。少なくとも本委員会を契機として、あなたの方で最高の責任のある人が出て、さらに最後の努力を重ねる意思があるかどうか、最後にその点を承つておきたいと思ひます。

どうか、最後にその点を承つておきたいと思ひます。

○説明員(香孫子豊君) ただいまのお尋ねのうちの最初の九州の方の問題でございまして、これは傷害事故の防止ということにつきましては、今までも私どもできる限り努力をしてきたつもりですが、今後もお一そう、少しでも死亡者や殉職者や傷害者を出さないようになお一そう努力をいたしたいと思ひますが、現在の作業をしております場所の諸条件が法律に合つておるか合つておらないかというふうな問題をただしますには、また法律で定められた手順というものをございまして、それをいきなり職場放棄というふうなことで要求を貫徹したということは、これはやはり法律が明らかに禁止しております違法な行動をとられたわけでありまして、それに対してはやはりそれ相当の処分をしなければならぬというふうに考えております。ただ将来とも、こういうような職場における死傷、事故というふうなものを少しでもなくしますように、絶滅を期して今後一そう努力をいたしたいと思ひます。それから二番目の団体交渉のことにつきましては、今後もお引き続き誠意をもつて交渉に当たるといふことでございまして、同時に、先ほど申し上げましたように、やはりできるだけルールにのつた慣行を確立していくという努力も、あわせてやつていきたいものであるというふうに考えております。

○重盛壽治君 関連して。どうも少しどうかしてやせぬかな。私は、どうも今まで聞いておつたらち内では、国鉄の、いわゆる法律に照らして、慣行によつてものをやるという、この考え方はそれでいいんですよ。それでいいのだが、労使の今宵切つた問題なんかも、きょうは議論する余地があるけれども、きょうは時間がないからそれは差しおろして、当面あつて追つて汽車がとまるかとらぬかという段階になつて、同じようなやはり従来の慣行によつてものを処理しますなという考え方は、とても無理ではないので、処理ができないのだから私どもは委員会でも取り上げて、あなたの方の考え方を聞いて、より積極的にどうしたならばこの問題が解決できるか、どれだけの熱意を持っておるかということをお願いしたいから、いろいろの質問をしていくわけですよ。それに対してあなたの方は、依然として従来の法律、慣行のワク内で、法律をかみ合はしてやるというのだが、今日の事態はかなり急迫しておる。たとえば、私が立つてその事に当たる、そうしてあしたの事態の收拾に努力いたします、というくらいは、気魄がなければ解決がつかない段階にきています。そうでないならば、幾らでもこの委員会でもいろいろもつと質問しようじゃないか。しかしわれわれは、やはりあしたの問題をあなたの方に解決をつけてもらいたいと思ひながら、この程度で質問を打ち切つて、その方に努力してもらいたいというふうにしてはいるのだが、また同じように法律で課長やら部長やらにきまりをつけさせるということでは、きまりがつかぬ段階だということをおわれわれは認めて

ている。だからあなたの方にきてもらつて意見を聞き、同時に問題を突つ込んでいく。それで総裁、副総裁あるいは理事が一体となつてこの問題の解決に努力しますと、こういう返事を聞きた

いわけだ。それは当然やるべきことであるし、あたりまえだといふ考え方もしらぬけれども、返答の中にはそういうふうな現われていない。やつぱり団交に当たるのは、課長か部長か知らぬがそういう関係者、団交委員、そういう者を対象にしておるようだが、私の言うのはそうじゃないですよ、われわれの言うのは、もういわゆるトップクラスで問題の解決に当たりなさい、そうしなければいけませんよ。と同時に、解決点を持つていけば解決の要素もあるじゃないか、ということをしていろいろの委員から今申し上げていくわけだ。その心がまえを聞いておきたい。その点がいま一べん念を押しておきたい。

○説明員(香孫子豊君) 全力をあげて解決に努力いたしたいと思ひます。

○重盛壽治君 あなたが当たるといふことですね。

○説明員(香孫子豊君) 私を含める全部でございまして。

○中村順造君 それでは私は、だいぶ長くなりましたからやめますが、一つ資料をお願いしたいのですがね。ちよつと意地が悪いようですが、非常にあなたの方が法律を大上段に振りかぶつて、解雇々々と言われるのですが、この際、現在の河村職員局長は、かつて新潟の局長で非常に大だんびらを振り回した経歴の人であります。新

潟でどのくらい解雇者を出して、それから今度職員局長になつてどのくらい解雇者には限らぬが、処分を出しておるのか。これを一つ出して下さい。

それからもう一つ、総裁もだいぶ長いのですが、総裁に就任されて、一体国鉄の中の職員に対する処分、これを含めて一体どのくらい出されたのか、これを適当な時期までに、できたら次回までいいですが、処分を非常にだされておるから、それを一つ出してもらいたい。

それから九名のいわゆる調査内容を――一週間でもそのものずばりでやられたのだから、どういふ調査をやられたのか、その内容も一つあわせて出して下さい。委員長一つお願いいたします。

○委員長(三木與吉郎君) では、きょうは、あすに迫りました団体交渉等の関係の質疑はこれで打ち切ることになります。どうぞ一つ、国鉄当局におきまして遺憾ない御努力をお願いします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけして下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

別表第一

第四条の規定により航路普通旅客運賃表

航路別	二等運賃	一等運賃
青森	290円	580円
宇野	70	140
仁方	200	400
宮島	30	
大下	40	
	50	

に改める。

別表第一及び別表第二を次のよう

一・六六六倍とする。

二 一等の運賃は、二等の運賃の

計算した額とする。

は、一円三十五銭の貨率によつて

メートルをこえる部分について

二円七十五銭の貨率、三百キロ

メートルまでの部分については

ロメートルごとに、三百キロ

一 二等の運賃は、営業キロ一キ

の各号の定めるところによる。

第三条 鉄道の普通旅客運賃は、左

(鉄道の普通旅客運賃)

第三条を次のように改める。

改正する。

律第百十二号)の一部を次のように

改正する。

法律

国有鉄道運賃法の一部を改正す

法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する

別表第二

第七条第二項の規定による車扱貨物貨率表

(一グラムトンにつき)

等級	普通										特別			
キロ程	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4
5	193	157	132	123	118	114	110	106	101	96	114	106	98	90
10	229	186	157	146	140	136	130	126	120	114	136	126	116	107
15	265	215	182	169	162	157	151	146	139	132	157	146	134	124
20	301	244	207	192	184	179	171	165	158	150	179	165	152	141
25	337	274	232	215	206	200	192	185	177	168	200	185	171	158
30	373	303	256	238	228	221	212	205	196	187	221	205	189	175
35	409	332	281	261	251	243	233	225	215	205	243	225	207	192
40	445	362	306	284	273	264	253	245	234	223	264	245	225	209
45	481	391	331	307	295	286	274	265	253	241	286	265	244	226
50	517	420	355	330	317	307	294	284	272	259	307	284	262	242
55	553	449	380	353	339	328	315	304	290	277	328	304	280	259
60	589	479	405	376	361	350	335	324	309	295	350	324	298	276
65	625	508	430	399	383	371	356	344	328	313	371	344	317	293
70	661	537	455	422	405	393	376	364	347	331	393	364	335	310
75	697	567	479	445	427	414	397	384	366	349	414	384	353	327
80	733	596	504	468	449	435	417	403	385	367	435	403	371	344
85	769	625	529	491	471	457	438	423	404	385	457	423	390	361
90	806	654	554	514	493	478	458	443	423	403	478	443	408	378
95	842	684	579	536	515	500	479	463	442	421	500	463	426	395
100	878	713	603	559	538	521	499	483	461	439	521	483	444	411
110	920	748	633	587	564	546	523	506	483	460	546	506	466	431
120	963	782	662	614	590	572	548	530	506	482	572	530	487	451
130	1,006	817	691	641	616	597	572	553	528	503	597	553	509	471
140	1,048	852	720	668	642	622	596	577	550	524	622	577	531	491
150	1,091	886	750	695	668	648	620	600	573	545	648	600	552	511
160	1,133	921	779	722	694	673	645	623	595	567	673	623	574	531
170	1,176	955	808	750	720	698	669	647	618	588	698	647	595	551
180	1,219	990	838	777	746	723	693	670	640	609	723	670	617	571
190	1,261	1,025	867	804	772	749	717	694	662	631	749	694	639	591
200	1,304	1,059	896	831	799	774	741	717	685	652	774	717	660	611
210	1,346	1,094	926	858	825	799	766	741	707	673	799	741	682	631
220	1,389	1,129	955	886	851	825	790	764	729	695	825	764	703	651
230	1,432	1,163	984	913	877	850	814	787	752	716	850	787	725	671
240	1,474	1,198	1,013	940	903	875	838	811	774	737	875	811	746	691
250	1,517	1,233	1,043	967	929	901	863	834	797	759	901	834	768	711
260	1,560	1,267	1,072	994	955	926	887	858	819	780	926	858	790	731
270	1,602	1,302	1,101	1,021	981	951	911	881	841	801	951	881	811	751
280	1,645	1,336	1,131	1,049	1,007	976	935	905	864	823	976	905	833	771
290	1,687	1,371	1,160	1,076	1,033	1,002	960	928	886	844	1,002	928	854	791

300	1,730	1,406	1,189	1,103	1,060	1,027	984	952	908	865	1,027	952	876	811
310	1,773	1,440	1,219	1,130	1,086	1,052	1,008	975	931	886	1,052	975	897	831
320	1,815	1,475	1,248	1,157	1,112	1,078	1,032	998	953	908	1,078	998	919	851
330	1,858	1,510	1,277	1,184	1,138	1,103	1,057	1,022	976	929	1,103	1,022	941	871
340	1,901	1,544	1,306	1,212	1,164	1,128	1,081	1,045	998	950	1,128	1,045	962	891
350	1,943	1,579	1,336	1,239	1,190	1,154	1,105	1,069	1,020	972	1,154	1,069	984	911
360	1,986	1,613	1,365	1,266	1,216	1,179	1,129	1,092	1,043	993	1,179	1,092	1,005	931
370	2,028	1,648	1,394	1,293	1,242	1,204	1,154	1,116	1,065	1,014	1,204	1,116	1,027	951
380	2,071	1,683	1,424	1,320	1,268	1,229	1,178	1,139	1,087	1,036	1,229	1,139	1,049	971
390	2,114	1,717	1,453	1,347	1,294	1,255	1,202	1,163	1,110	1,057	1,255	1,163	1,070	991
400	2,156	1,752	1,482	1,375	1,321	1,280	1,226	1,186	1,132	1,078	1,280	1,186	1,092	1,011
410	2,199	1,787	1,512	1,402	1,347	1,305	1,251	1,209	1,155	1,100	1,305	1,209	1,113	1,031
420	2,241	1,821	1,541	1,429	1,373	1,331	1,275	1,233	1,177	1,121	1,331	1,233	1,135	1,051
430	2,284	1,856	1,570	1,456	1,399	1,356	1,299	1,256	1,199	1,142	1,356	1,256	1,156	1,071
440	2,327	1,890	1,599	1,483	1,425	1,381	1,323	1,280	1,222	1,163	1,381	1,280	1,178	1,091
450	2,369	1,925	1,629	1,510	1,451	1,407	1,347	1,303	1,244	1,185	1,407	1,303	1,200	1,111
460	2,412	1,960	1,658	1,538	1,477	1,432	1,372	1,327	1,267	1,206	1,432	1,327	1,221	1,131
470	2,455	1,994	1,687	1,565	1,503	1,457	1,396	1,350	1,289	1,227	1,457	1,350	1,243	1,151
480	2,497	2,029	1,717	1,592	1,529	1,482	1,420	1,373	1,311	1,249	1,482	1,373	1,264	1,171
490	2,540	2,064	1,746	1,619	1,555	1,508	1,444	1,397	1,334	1,270	1,508	1,397	1,286	1,191
500	2,582	2,098	1,775	1,646	1,582	1,533	1,469	1,420	1,356	1,291	1,533	1,420	1,308	1,211
525	2,689	2,185	1,849	1,714	1,647	1,596	1,529	1,479	1,412	1,345	1,596	1,479	1,361	1,261
550	2,796	2,271	1,922	1,782	1,712	1,660	1,590	1,538	1,468	1,398	1,660	1,538	1,415	1,311
575	2,902	2,358	1,995	1,850	1,777	1,723	1,650	1,596	1,524	1,451	1,723	1,596	1,469	1,360
600	3,009	2,445	2,068	1,918	1,843	1,786	1,711	1,655	1,580	1,504	1,786	1,655	1,523	1,410
625	3,113	2,529	2,140	1,984	1,906	1,848	1,770	1,712	1,634	1,556	1,848	1,712	1,576	1,459
650	3,217	2,614	2,211	2,051	1,970	1,910	1,829	1,769	1,689	1,608	1,910	1,769	1,629	1,508
675	3,321	2,698	2,283	2,117	2,034	1,971	1,889	1,826	1,744	1,660	1,971	1,826	1,681	1,557
700	3,425	2,783	2,354	2,183	2,097	2,033	1,948	1,884	1,798	1,712	2,033	1,884	1,734	1,605
725	3,529	2,867	2,426	2,249	2,161	2,095	2,007	1,941	1,853	1,764	2,095	1,941	1,786	1,654
750	3,633	2,952	2,497	2,316	2,225	2,157	2,066	1,998	1,907	1,816	2,157	1,998	1,839	1,703
775	3,737	3,036	2,569	2,382	2,289	2,218	2,125	2,055	1,962	1,868	2,218	2,055	1,892	1,752
800	3,841	3,121	2,640	2,448	2,352	2,280	2,184	2,112	2,017	1,920	2,280	2,112	1,944	1,800
825	3,939	3,200	2,708	2,511	2,412	2,338	2,240	2,166	2,068	1,969	2,338	2,166	1,994	1,846
850	4,037	3,280	2,775	2,474	2,472	2,397	2,296	2,220	2,120	2,019	2,397	2,220	2,044	1,892
875	4,135	3,360	2,843	2,636	2,533	2,455	2,352	2,274	2,171	2,068	2,455	2,274	2,093	1,938
900	4,233	3,439	2,910	2,699	2,593	2,513	2,408	2,328	2,223	2,117	2,513	2,328	2,143	1,984
925	4,331	3,519	2,978	2,761	2,653	2,571	2,463	2,382	2,274	2,166	2,571	2,382	2,193	2,030
950	4,429	3,599	3,045	2,824	2,713	2,630	2,519	2,436	2,326	2,215	2,630	2,436	2,242	2,076
975	4,527	3,678	3,112	2,886	2,773	2,688	2,575	2,490	2,377	2,264	2,688	2,490	2,292	2,122
1,000	4,625	3,758	3,180	2,949	2,833	2,746	2,631	2,544	2,429	2,313	2,746	2,544	2,342	2,168
1,050	4,822	3,918	3,315	3,074	2,953	2,863	2,742	2,652	2,532	2,411	2,863	2,652	2,441	2,260
1,100	5,018	4,077	3,450	3,199	3,073	2,979	2,854	2,760	2,645	2,509	2,979	2,760	2,540	2,352
1,150	5,214	4,236	3,585	3,324	3,194	3,096	2,966	2,868	2,738	2,607	3,096	2,868	2,640	2,444
1,200	5,410	4,396	3,720	3,449	3,314	3,212	3,077	2,976	2,841	2,705	3,212	2,976	2,739	2,536
1,250	5,606	4,555	3,854	3,574	3,434	3,329	3,189	3,084	2,944	2,803	3,329	3,084	2,838	2,628
1,300	5,803	4,715	3,989	3,699	3,554	3,445	3,300	3,192	3,047	2,902	3,445	3,192	2,938	2,720
1,350	5,999	4,874	4,124	3,824	3,674	3,562	3,412	3,299	3,150	3,000	3,562	3,299	3,037	2,812
1,400	6,195	5,034	4,259	3,950	3,795	3,678	3,524	3,407	3,253	3,098	3,678	3,407	3,136	2,904
1,450	6,391	5,193	4,394	4,075	3,915	3,795	3,635	3,515	3,356	3,196	3,795	3,515	3,236	2,996
1,500	6,588	5,352	4,529	4,200	4,035	3,911	3,747	3,623	3,459	3,294	3,911	3,623	3,335	3,088
1,550	6,790	5,517	4,668	4,329	4,159	4,031	3,862	3,734	3,565	3,395	4,031	3,734	3,437	3,183
1,600	6,992	5,681	4,807	4,457	4,283	4,151	3,977	3,846	3,671	3,496	4,151	3,846	3,540	3,278
1,650	7,194	5,845	4,946	4,586	4,406	4,271	4,092	3,957	3,777	3,597	4,271	3,957	3,642	3,372
1,700	7,396	6,009	5,085	4,715	4,530	4,391	4,207	4,068	3,883	3,698	4,391	4,068	3,744	3,467
1,750	7,598	6,173	5,224	4,844	4,654	4,511	4,321	4,179	3,989	3,799	4,511	4,179	3,847	3,562
1,800	7,800	6,338	5,363	4,973	4,778	4,631	4,436	4,290	4,095	3,900	4,631	4,290	3,949	3,657
1,850	8,002	6,502	5,502	5,102	4,902	4,751	4,551	4,401	4,202	4,001	4,751	4,401	4,051	3,751
1,900	8,204	6,666	5,641	5,231	5,025	4,871	4,666	4,512	4,308	4,102	4,871	4,512	4,154	3,846
1,950	8,407	6,830	5,779	5,359	5,149	4,991	4,781	4,624	4,414	4,204	4,991	4,624	4,256	3,941

2,000	8,609	6,994	5,918	5,488	5,273	5,111	4,896	4,735	4,520	4,305	5,111	4,735	4,358	4,036
2,050	8,811	7,159	6,057	5,617	5,397	5,231	5,011	4,864	4,626	4,406	5,231	4,846	4,461	4,130
2,100	9,013	7,323	6,196	5,746	5,521	5,351	5,126	4,957	4,732	4,507	5,351	4,957	4,563	4,225
2,150	9,215	7,487	6,335	5,875	5,644	5,471	5,241	5,068	4,838	4,608	5,471	5,068	4,665	4,320
2,200	9,417	7,651	6,474	6,004	5,768	5,591	5,356	5,179	4,944	4,709	5,591	5,179	4,768	4,415
2,250	9,619	7,816	6,613	6,132	5,892	5,711	5,471	5,291	5,050	4,810	5,711	5,291	4,870	4,509
2,300	9,821	7,980	6,752	6,261	6,016	5,831	5,586	5,402	5,157	4,911	5,831	5,402	4,972	4,604
2,350	10,023	8,144	6,891	6,390	6,140	5,951	5,701	5,513	5,263	5,012	5,951	5,513	5,075	4,699
2,400	10,226	8,308	7,030	6,519	6,263	6,071	5,816	5,624	5,369	5,113	6,071	5,624	5,177	4,794
2,450	10,428	8,472	7,169	6,648	6,387	6,191	5,931	5,735	5,475	5,214	6,191	5,735	5,279	4,888
2,500	10,630	8,637	7,308	6,777	6,511	6,311	6,046	5,846	5,581	5,315	6,311	5,846	5,381	4,983
2,550	10,832	8,801	7,447	6,906	6,635	6,431	6,161	5,958	5,687	5,416	6,431	5,958	5,484	5,078
2,600	11,034	8,965	7,586	7,034	6,759	6,551	6,276	6,069	5,793	5,517	6,551	6,069	5,585	5,172
2,650	11,236	9,129	7,725	7,163	6,882	6,671	6,391	6,180	5,899	5,618	6,671	6,180	5,688	5,267
2,700	11,438	9,293	7,864	7,292	7,006	6,791	6,506	6,291	6,005	5,719	6,791	6,291	5,791	5,362
2,750	11,640	9,458	8,003	7,421	7,130	6,911	6,620	6,402	6,111	5,820	6,911	6,402	5,893	5,457
2,800	11,842	9,622	8,142	7,550	7,254	7,031	6,735	6,513	6,218	5,922	7,031	6,513	5,995	5,551
2,850	12,045	9,786	8,281	7,679	7,378	7,151	6,850	6,625	6,324	6,023	7,151	6,625	6,098	5,646
2,900	12,247	9,950	8,420	7,808	7,501	7,271	6,965	6,736	6,430	6,124	7,271	6,736	6,200	5,741
2,950	12,449	10,114	8,558	7,936	7,625	7,391	7,080	6,847	6,536	6,225	7,391	6,847	6,302	5,836
3,000	12,651	10,279	8,697	8,065	7,749	7,511	7,195	6,958	6,642	6,326	7,511	6,958	6,405	5,930
以上50キロメートルを増す	202	165	139	129	124	120	115	111	106	101	120	111	103	94

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、触雷沈没した大成丸の遭難者遺族補償に関する請願(第七〇四号)
一、公営バス事業の免許促進に関する請願(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第八〇二号)

第七〇四号 昭和三十六年二月二十四日受理

触雷沈没した大成丸の遭難者遺族補償に関する請願

請願者 静岡県藤枝市白子区 八木橋岡助外三十名

紹介議員 小林 武治君

請願者は、昭和二十年十月九日、神戸港内における航海訓練所練習船大成丸の触雷沈没事件で、同船に乗り組み遭難した商船学校実習生の父兄であるが、国の命を受けて引揚軍人軍属の帰還輸送という重要な任務を果たそうとする矢先に起きた本事件に対し、政府当局からなんらの補償を与えられないというところは、なんとしても納得できないところである。近年、洞爺丸や紫雲丸、そして第五北川丸等の事件に対して、それぞれの当局は遺族への補償を行なうことによつて事故に対する責任をとつており、大成丸事件についても政府当局に事故に対する責任のなはずはないと考えられる。本事件に補償が与えられないとするならば、それはむしろ法の不備というものであるから、政府が一日も早く、責任を果たすよう取り計らわれたいとの請願。

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第七九三号 昭和三十六年三月一日受理

公営バス事業の免許促進に関する請願

請願者 長崎県福江市長 島山 豊吉外一名

紹介議員 藤野 繁雄君

町村合併によつていぢるしく地域が拡大となり、住民の生活圏が拡大されて生活上の利便福祉の増進と行政の円滑等を図る必要から、公営バス事業の実現方を要望する声は極めて切実な問題となつてゐるにもかかわらず昭和二十八年以来一件も認可されず今日にいたつてゐる現状である。いわゆる道路運送法にいう「公正な競争」並びに新市町村建設促進法にいうところの「公共事業に対する優先措置」はバス事業に關する限り公営の場合むしろ優先すべきものと考えられ、公営バス事業の実施は地方公共団体住民の悲願であり、又合併等の際における公約事項であつて公営バス事業の実施は遷延を許されない実情にあるから、申請地方公共団体の現状を勘案の上、すみやかに公営バス事業につき優先認可の措置を講ぜられたいとの請願。

第七九四号 昭和三十六年三月一日受理

公営バス事業の免許促進に関する請願

請願者 岡山市長 寺田熊雄外一名

紹介議員 江田 三郎君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第七九五号 昭和三十六年三月一日受理

公営バス事業の免許促進に関する請願

請願者 茨城県那珂市長 宮 原庄助外一名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第七九六号 昭和三十六年三月一日受理

公営バス事業の免許促進に関する請願

請願者 茨城県水戸市長 山本 敏雄外一名

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第八〇二号 昭和三十六年三月二日受理

公営バス事業の免許促進に関する請願

請願者 茨城県鹿嶋郡波崎町 長 村田安蔵外二名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

昭和三十六年三月十八日印刷

昭和三十六年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局